

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市山内山下
二丁目4番6号

目次

○化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部改正	五七	○有害興行の指定	六〇
○窒素含有量に係る総量規制基準の一部改正	五七	○有害図書の指定	六〇
○りん含有量に係る総量規制基準の一部改正	五七	○優良図書の推奨	六〇
○保安林の指定施業要件の変更に係る揭示	五七	○開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	六〇
○土地改良事業の施行認可	五九	○土地改良事業の施行の協議の縦覧	六一
○岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し	五九	○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	六一
○道路の区域変更	五九	○基本測量の終了	六一
○道路の供用開始	五九	○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	六一
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	五九	○公安委員会	六二
		○警備業法に基づく講習	六二
		○警備業法に基づく検定	六二
		○猟銃等講習会の開催	六三

告示

●岡山県告示第五十四号
化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成十九年岡山県告示第三百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年二月三日

岡山県知事 石井正弘

別表211の項業種その他の区分の欄中「第5条の2」を「第6条」に改める。

●岡山県告示第五十五号

窒素含有量に係る総量規制基準（平成十九年岡山県告示第三百五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年二月三日

岡山県知事 石井正弘

別表211の項業種その他の区分の欄中「第5条の2」を「第6条」に改める。

●岡山県告示第五十六号

りん含有量に係る総量規制基準（平成十九年岡山県告示第三百六十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年二月三日

岡山県知事 石井正弘

別表211の項業種その他の区分の欄中「第5条の2」を「第6条」に改める。

●岡山県告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項に規定する通知を受けるべき保安林の森林所有者の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を新見市役所の揭示場に揭示した。

平成二十一年二月三日

岡山県知事 石井正弘

一 通知の内容の要旨

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び森林所有者（登記した権利を有する者）

保安林の所在場所

新見市千屋実字榎谷ランジ一〇一

森林所有者（登記した権利を有する者）
出石徳幸

一の一

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の存在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 通知の保管場所

備中県民局新見支局地域農林水産室森林課

（なお、森林所有者は、通知の保管場所において当該通知を受け取ることができ

る。）

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●岡山県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

三十三条の三において準用する同法第

三十三条の三において準用する同法第

三十三条第三項に規定する通知を受けるべき保安林の森林所有者の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を新見市役所の掲示場に掲示した。

平成二十一年二月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 通知の内容の要旨

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び森林所有者（登記した権利を有する者）

保安林の所在場所

新見市管生字沓掛六八六三、六八六四の第一

森林所有者（登記した権利を有する者）
仲田威、中山隆之

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

中岡興市

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の存在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 通知の保管場所

備中県民局新見支局地域農林水産室森林課

（なお、森林所有者は、通知の保管場所において当該通知を受け取ることができ（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに新見市役所に備え置いた。）

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに新見市役所に備え置いた。）

●岡山県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項に規定する通知を受けるべき保安林の森林所有者の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を津山市役所の掲示場に掲示した。

平成二十一年二月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 通知の内容の要旨

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び森林所有者（登記した権利を有する者）

保安林の所在場所

森林所有者（登記した権利を有する者）

津山市吉見字大谷一三三の二、大字野、本郷部落、本郷北分部落
字中ノ谷一五四の二
津山市吉見字ハイズリ一五一九の二
津山市大字野、津山市本郷部落、津山市本郷北分部落
津山市吉見字大谷一三九九の二、津山市本郷部落、津山市本郷北分部落
字神庭一五五七の二

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の存在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 通知の保管場所

美作県民局農林水産事業部森林課

（なお、森林所有者は、通知の保管場所において当該通知を受け取ることができ（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに津山市役所に備え置いた。）

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに津山市役所に備え置いた。）

●岡山県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項に規定する通知を受けるべき保安林の森林所有者の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を鏡野町役場の掲示場に掲示した。

平成二十一年二月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 通知の内容の要旨

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び森林所有者（登記した権利を有する者）

保安林の所在場所

苦田郡鏡野町奥津川西字湯嶽松尾

谷八八一の五、八八一の一

森林所有者（登記した権利を有する者）
友保富雄、友保三千、友保謙吾、光永堯春、光永三郎、小椋君江、光永伸行、光永道之、三浦文敏、戸田昭夫、光永頼幸

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の存在する町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 通知の保管場所

美作県民局農林水産事業部森林課
(なお、森林所有者は、通知の保管場所において当該通知を受け取ることができる。)

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

●岡山県告示六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。
平成二十一年二月三日

岡山県知事 石井正弘

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工種

東畦2番2

農業用排水施設

東畦大用水2

明石

北七区6条1

三 認可年月日

平成二十一年一月二十六日

●岡山県告示第六十二号

岡山県財務規則(昭和六十一年岡山県規則第八号)第七十三条の規定により、平成二十一年一月二十六日付で、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。
平成二十一年二月三日

岡山県知事 石井正弘

売りさばき人	住	所
岡山県倉敷市玉島乙島五五九番地二	氏名	原田 忠次
売りさばき場所	二	岡山県倉敷市玉島乙島五五九番地

●岡山県告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。
平成二十一年二月三日

岡山県知事 石井正弘

一 道路の種類 県道

二 路線名 真金吉備線

三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員(メートル)	延長(メートル)
岡山市吉備津字蔵ノ内一二七六番五地先から	新	九・四	三・五	二・五
岡山市吉備津字蔵ノ内一二七六番一地先から	旧	九・四		二・五

●岡山県告示第六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。
平成二十一年二月三日

岡山県知事 石井正弘

道路の種類	路線名	区	間	供用開始年月日
県道	真金吉備線	岡山市吉備津字蔵ノ内一二七六番五地先から	岡山市吉備津字蔵ノ内一二七六番一地先まで	平成二十一年二月三日

●岡山県告示第六十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定する。
平成二十一年二月三日

岡山県知事 石井正弘

- 一 道路の種類 県道
二 道路名 岡山児島線
三 指定の区間

区	間	延長（m）	指定の部分
岡山市新屋敷町二丁目三〇番一地先から 岡山市野田三丁目一番二一七地先まで	四四八・〇	上下線	

●岡山県告示第六十六号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十二条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある興行を次のとおり指定する。

平成二十一年二月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

番号	種 別	題 名	制作又は配給社
5697	映 画	老人とラプトル 私が初潮になった時・・・	新日本映画
5698	”	親友の妻 密会の黒下着	オーピー映画
5699	”	個人レッスン もんでもみまくる	”
5700	”	変態シンボローム わいせつ白屋夢	”

●岡山県告示第六十七号

●岡山県告示第六十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。

平成二十一年二月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

番号	図 書 名	著 者
1	ねこの手かします	内川 田端 麟太郎
2	古道具ほんなら堂	樋口 置 章由美子
3	ぼくのハナシ	永千 沢 翼ユナ
4	すべての犬に里親を！	今 秋 羽ウ子
5	夢の彼方への旅	エミ 西イボツ子

公 告

（三九）次の者に係る都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十一年二月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市宿字四辻五四二一五

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十一年二月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

番号	種 別	名 称	発行等
1	月刊誌	海賊No.1 3月号	竹 書 房
2	”	ザ・ペンオウジナル 3月号	KKベストセラーズ
3	”	タトゥー・バースト 3月号	コアマガジン
4	コミック	上級恋愛シント 2月号	近代映画社
5	”	恋愛美人 if (イフ) 2月号	セブン新書
6	”	恋愛天国パラダイス 3月号	竹 書 房
7	”	絶対恋愛 Sweet (スウィート) 2月号	笠 倉 出版
8	”	恋愛体験 3月号	バナジール出版

岡山県知事 石 井 正 弘

作 文	文 研 出 版	小 学 生 (低)
作 文	毎 日 新 聞 社	小 学 生 (高)
作 絵	講 談 社	”
作 作	講 談 社	中 学 生
ソ ン	成 社	”
訳	倍 社	

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目一〇一八九

渡邊 晃正

許可番号

岡山県指令建指第三七〇号

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市清音上中島一八一〇一四
- 二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市新保六七七一〇
有限会社ライト住宅企画
代表取締役 夫津木孝浩
許可番号
岡山県指令建指第三〇九号

(四) 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により協議のあった新規土地改良事業の施行について、同条第五項において読み替えて準用する同法第八条第一項の規定により、その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に備前県民局長に申し出ることができる。
平成二十一年二月三日

岡山県知事 石井正弘

一 協議者

岡山市長

二 地区名

小倉（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（区画整理））

三 縦覧に供する書類

分担金徴収条例
事業計画書

四 縦覧の期間

平成二十一年二月三日から平成二十一年二月二十四日まで

五 縦覧の場所

備前県民局農林水産事業部

(四) 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。
平成二十一年二月三日

岡山県知事 石井正弘

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所の所在地
	氏名又は名称	住所		
美作一四	安井 基雄	岡山県真庭市野川七九	幼苗の育成 幼苗以外の育成	安井基雄畑 所在地に同じ

(四) 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交

通省国土地理院長から次のとおり基本測量を修了した旨の通知があった。

平成二十一年二月三日

岡山県知事 石井正弘

測量区域	測量の種類	終了年月日
岡山県内全域	基本測量（高密度メッシュ標高データ作成業務）	平成二十一年一月七日

(四) 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十一年二月三日

岡山県知事 石井正弘

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みづば地域生活サポートセンター

三 代表者の氏名

服部 勇

四 主たる事務所の所在地

岡山市半田町二番二二一三三三三

五 定款変更の内容

1 新たに次の特定非営利活動に係る事業を行うこととする。

(1) 障害者自立支援法による就労継続支援事業

(2) 青少年健全育成事業

2 次の特定非営利活動に係る事業を行わないこととする。

(1) 障害者小規模作業所事業

(2) 児童健全育成事業

3 理事の定数を四人から十人以内に改める。

4 監事の定数を二人に改める。

公安委員会

●岡山県公安委員会告示第十九号

警備法（昭和四十七年法律第七十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十一年二月三日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習区分	期 日	時 間	場 所
警備員指導教 育責任者講習 (施設警備業 務)	平成二十一年四月十 五日(水曜日)から 同月二十三日(木曜 日)まで(土曜日 日曜日及び国民の休 日を除く。)の七日 間	午前八時三十 分から午後五 時まで	岡山市厚生町三丁目一番 一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
ア 二一に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
イ 二二に該当する者
検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）に係る合格証明書の写し
ウ 二三に該当する者
検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）に係る合格証明書の写し

る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二四に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）に係る合格証の写し

オ 二五に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限り。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署の生活安全課
 - (2) 県外に住所を有する者
県内の警察署の生活安全課
- なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十一年三月二日（月曜日）から同月六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

四万七千円

（注）岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込み順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、社団法人岡山県警備業協会（岡山市内山下二丁目一番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了審査を実施する。

●岡山県公安委員会告示第二十号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十一年二月三日

岡山県公安委員会

一 検定の種別、日時及び場所

検定の種別	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務 (二級)	平成二十一年五月二十三日(土曜日)	午前九時から 午後五時まで	岡山市御津中山四四四一 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚(縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの)
- (3) その他
 - ア 県内に住所を有する者

住所地在岡山県内であることを疎明する書類 一通
 - イ 県内の営業所に属する警備員で、県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内であることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地在岡山県内に属する警察署の生活安全課
 - (2) 県内の営業所に属する警備員で、県外に住所を有するもの

県内の警察署の生活安全課
- なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十一年三月三十日(月曜日)から同年四月三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万三千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話(〇八六)二三四一〇一一〇 内線三〇三三

2 岡山県内の各警察署の生活安全課

八 その他

- 1 検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受検申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。
- 2 受検に際しては、筆記用具を持参すること。
- 3 検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

●岡山県公安委員会告示第二十一号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十一年二月三日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初學者講習課程	平成二十一年五月二十一日	午前十時	岡山市御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
経験者(更新)講習課程	平成二十一年四月八日	午後一時	倉敷市有城一二六五 倉敷勤労総合福祉センター (山陽ハイツ)
	平成二十一年四月十五日	午後一時	高梁市段町一〇一七一 高梁警察署
	平成二十一年四月二十一日	午後一時	岡山市御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	平成二十一年四月二十七日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十一年五月八日	午後一時	備前市伊部二七六一 備前警察署
	平成二十一年五月十五日	午後一時	倉敷市有城一二六五 倉敷勤労総合福祉センター (山陽ハイツ)
	平成二十一年五月二十八日	午後一時	岡山市御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	平成二十一年六月三日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十一年六月十日	午後一時	高梁市段町一〇一七一 高梁警察署
	平成二十一年六月十七日	午後一時	真庭市江川八二一一 真庭警察署

平成二十一年
六月二十五日

午後一時

倉敷市有城二六五
倉敷勤労総合福祉センター
(山陽ハイツ)

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 二通
- (2) 写真 二枚（提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前まで

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注）受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であ
ること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付すること
とする。